

「働き方改革関連法」施行直前 実務準備セミナー

～いよいよ4月より施行される「働き方改革関連法」の実務対策を解説～

2018年の通常国会において成立した「働き方改革関連法」が、いよいよ2019年4月以降、順次施行されます。

特に、2019年4月から施行される「時間外労働の上限規制の導入」、「年5日以上の子休取得の義務化」、「フレックスタイム制の拡充」、「高度プロフェッショナル制度の導入」、「労働時間の客観的な把握義務」、「勤務間インターバル制度の努力義務化」等については、施行まで残り間もないことから、各社早急な対策・対応ならびに施策運用の確認が求められます(但し時間外労働の上限規制は、中小企業は2020年4月施行)。

なかでも、「時間外労働の上限規制の導入」、「年5日以上の子休取得の義務化」については、強制力を伴う罰則の付いた規制となっており、特に「時間外労働の上限規制の導入」については、36協定の締結ルールや書式が変更していることから、実務的にも注意が必要です。

そこで、経団連事業サービスでは、労働問題を専門とする経営法曹会議所属の弁護士を講師に招き、「働き方改革関連法」の実務ポイント、特に直近の2019年4月に施行される改正項目を中心に、実務注意点を解説するセミナーを開催することにいたしました(同一労働同一賃金についても、現在の判例、裁判例の考え方、そして「働き方改革関連法」の今後の方向性についての議論の現状等を解説する予定です)。施行前の事前確認と準備対策として、ぜひご参加ください。

<セミナー概要>

日 時	2019年2月28日(木) 14:00 ~ 17:00
場 所	アーバンネット神田カンファレンス・2A (東京都千代田区内神田3-6-2 アーバンネット神田ビル2階) * JR「神田駅」西口徒歩1分
内 容(案)	<p>①労働時間関係 <労働基準法ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外労働の上限規制、三六協定の書式、記載方法 ・年休5日間取得義務化、法の義務を守るための実務対応法 ・3か月単位のフレックスタイム制、高度プロフェッショナル制度 ・勤務間インターバル制度 <p>②労働者の健康関係 <労働安全衛生法ほか></p> <ul style="list-style-type: none"> ・過労死等防止のための健康確保措置の拡充、産業医への情報提供 ・労働時間の客観的把握 ほか
講 師	石寄・山中総合法律事務所 ヴァイスパートナー弁護士 橘 大樹 氏
参 加 費	人事賃金センター会員又は経団連会員：14,040円(13,000円+消費税1,040円) 一般：21,600円(20,000円+消費税1,600円)
定 員	人事・労務・総務・法務担当の方々 80名(先着順)

- [申込要領] ①裏面「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお申込みください(定員になり次第、締め切ります)。後日、参加証と請求書をご送付いたします。
②参加費は、後日お送りいたします請求書に記載の銀行にお振込ください。
③当日のお取り消し・ご欠席は参加費全額を申し受けます(資料を後日送付)。

送信先：FAX 03-6741-0051 経団連事業サービス・多田 行

「働き方改革関連法」施行直前・実務準備セミナー(2/28) 参加申込書

3名以上ご参加の場合は、本紙をコピーしてお申し込みください。

御社名	
所在地	〒
お申込ご担当者	部署・役職名： ご氏名： TEL： FAX： メールアドレス：
参加者ご所属・役職名 ご氏名①	部署・役職名： ご氏名：
参加者ご所属・役職名 ご氏名②	部署・役職名： ご氏名：
参加費《お一人様》 (該当する方に○印 をお付け下さい)	・ 人事賃金センター会員または経団連会員 (14,040 円) ・ 一 般 (21,600 円) (振込はセミナー前日までにお振込いただくと幸いです。セミナー開催以降になる場合は振込予定日をご記入ください。振込手数料はご負担願います) ・ _____月_____日 振込予定 【 みずほ ・ 三菱UFJ ・ 三井住友 ・ りそな 】 銀行

- ※ お預かりしました個人情報、当法人の個人情報保護規程に基づき、安全かつ適正に管理いたします。
- ※ メールアドレスをご記入いただいた方には、経団連事業サービスより新刊図書やセミナー開催等のご案内(経団連事業サービスHP 新着情報メール配信サービス)をさせていただきますが、ご不要の方は□にチェックをお願いいたします。 □ 案内メール不要